

答申第26号

令和4年2月10日

行田市市長 石井 直彦 様

行田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 町田 知啓

答 申 書

令和3年4月21日付け行都第94号で諮問のあった件について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

行田市市長と審査請求人で締結した、平成〇年〇月〇日付け土地売買契約（以下「本件売買契約」という。）に関する、本件売買契約締結時に作成された「工事写真など」（以下、「本件対象文書」という。）につき、行田市市長が、不存在を理由に非公開とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に係る経緯 省略

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、公開請求に係る行政情報の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由 省略

第4 実施機関の主張要旨 省略

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

行田市情報公開条例（平成15年条例第21号。以下「条例」という。）の基本的理念は、市民の知る権利を尊重するとともに、実施機関が積極的に行政情報を提供することにより、市政に対する理解と信頼を深め、より公正な市政の運営を確保し、市民参加の開かれた市政の一層の推進を図り、併せて福祉の向上に寄与しようとするものである。

もつとも、条例に基づき行使できるとされている公開請求の対象は、行政情報に限られている。公開請求の対象となる行政情報は、条例第2条第2号において、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と規定されている。「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員がその職務の遂行者として公的な立場において事実上作成し、又は取得した場合をいい、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、当該実施機関において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものを意味する。さらに、「当該実施機関が保有しているもの」とは、当該実施機関の定める文書管理規程等に基づき、管理台帳等に登載されるなど一定の事務処理手続を経て、保管又は保存されているものをいう。

なお、条例第11条第2項では、「実施機関は、公開請求に係る行政情報を保有していないときは、公開をしない旨の決定をする」とされている。

2 当審査会における調査審議の手続

(1) 審査請求人への意見書提出の要請

令和3年4月22日、審査請求人宛て、実施機関から送付された弁明書の写しを送付するとともに、意見書の提出期限を令和3年5月14日とする旨を書面にて通知したが、審査請求人から意見書の提出はなかった。

(2) 実施機関及び審査請求人への意見聴取出席の要請

ア 実施機関に当審査会への出席を求め、令和3年9月16日意見聴取を行った。

イ 令和3年11月17日付けで審査請求人宛て、当審査会における意見聴取への出席を求める文書を送付するとともに、出欠回答書の提出期限を令和3年11月26日とする旨通知したが、回答書の提出はなかった。

3 本件対象文書について

本件公開請求は、本件対象文書の公開を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書は不存在であるとして、非公開とする決定処分を行った。審査請求人は、実施機関から回答のあった「市長への手紙」に「売却当時の工事写真などを確認しますと」と明記されており、本件対象文書は存在する旨主張し、原処分の取消しを求めているところ、実施機関は、原処分を妥当としていることから、本件対象文書の保有の有無について検討する。

4 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会において、調査審議のため、実施機関から意見聴取したところ、実施機関からは以下のとおり説明があった。

ア 「市長への手紙」において、実施機関が回答した「工事写真など」とは、平成〇年の土地利用にあたり、水資源開発公団管理用地内の水路を使用する目的で、土地利用者が、独立行政法人水資源機構利根導水総合事務所へ水資源開発施設等使用承認申請書を提出した際に、同意書に添付した写真や図面（添付のとおり）のことである。

イ 審査請求人は、実施機関による「市長への手紙」に対する回答に「売却当時の工事写真などを確認しますと」と述べていることから、その根拠となる本件対象

文書は存在するはずである旨主張するが、同回答は、本件売買契約から平成〇年まで本件土地を利用していなかったと聞いたことから、実施機関が、土地利用の際に申請した書類に添付された土地利用前の現況写真を本件売買契約当時のままのものであると理解し、かつそれを「工事写真」という誤った表現で回答してしまったものである。

ウ 「市長への手紙」の回答が誤っていたことは、実施機関から、代理人に対し、口頭で訂正し、謝罪している。代理人から修正後の書面を求められ、修正した「市長への手紙」も代理人に送付している。

- (2) 上記の実施機関の説明における事実を基に判断するならば、本件売買契約は、土地売買契約書をもって確認することができるが、売買契約時に工事は行っておらず、審査請求人に所謂「工事写真」を作成又は取得することはあり得ない。従って、本件土地に関し現存し確認できる写真等は、平成〇年の土地利用時の書類に添付されていたもののみであり、そもそも「売却当時の工事写真」なるものは存在し得ないと判断せざるを得ない。また、この点に関して、売却当時の写真は存在しないとの実施機関による説明の正否について、特段不自然、不合理な点を認められる所はない。

さらに、審査請求人から、実施機関の弁明に対する意見はなく、本件対象文書が存在するという審査請求人の主張を裏付ける具体的な根拠の提示もない。また、審査会へ出席し、反論の機会を与えたものの出席はなく、実施機関の説明を覆すに足る特段の事情も存在しない。

5 結論

以上の理由から、本件審査請求については、上述の「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査経過等

令和3年4月21日	実施機関より諮問
同年6月28日	審議
同年9月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
同年11月11日	審議
同年12月16日	審議
令和4年2月10日	答申

行田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長	町田 知啓	弁護士
副会長	青柳 卓弥	大学教授
委 員	加藤 道子	弁護士
委 員	位田 央	大学教授
委 員	大島 誠一郎	元県職員

添付資料（省略）